

県南広域振興局長告示第116号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成23年8月5日

県南広域振興局長 田村均次

登録番号	生産事業者の氏名又は 名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び 所在地	生産事業の 廃止年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手・一29	阿部 静子 一関市萩荘字境ノ神278 番地			○	○	阿部 静子 一関市萩荘字境ノ 神278番地	平成23年6 月30日